

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成三十年二月二十日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立篠崎第三小学校 改築工事	トヨタ・スイコウ建設共 同企業体 代表者 株式会社トヨタ工業 代表取締役 奈良輪 武	27.7.7 (624 日間)	円 2,006,521,200	今回 29.11.13	円 2,071,353,600 (64,832,400) (3.2%)	学校用地の拡張に伴い、外構計画 を変更したこと等による増
	江戸川区立篠崎第三小学校 改築に伴う電気設備工事	カイデン・興陽建設共同 企業体 代表者 株式会社カイデン 代表取締役 川村 廣	27.7.7 (624 日間)	円 303,480,000	今回 29.12.6	円 305,650,800 (2,170,800) (0.7%)	学校用地の拡張に伴い、配管、配 線等の数量を変更したことによる 増
	江戸川区立篠崎第三小学校 改築に伴う機械設備工事	株式会社アイ・エヌ・オ ー 代表取締役 伊能 正雄	27.7.7 (624 日間)	円 480,340,800	今回 29.12.6	円 482,781,600 (2,440,800) (0.5%)	学校用地の拡張に伴い、給水管の 数量を変更したこと等による増
	江戸川区立小松川第二中学 校改築に伴う電気設備工事	桐井電設工業株式会社 代表取締役 桐井 昭雄	28.6.21 (412 日間)	円 356,400,000	今回 29.12.6	円 357,328,800(928,800) (0.3%)	校庭照明設備に調光機能を追加 したことによる増及び警報盤の設 置を中止したこと等による減

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立小松川第二中学校改築に伴う機械設備工事	三光エンジニアリング株式会社 代表取締役 五十嵐 隆	28.6.21 (412 日間)	円 534,600,000	今回 29.12.6	円 537,505,200(2,905,200) (0.5%)	校庭散水設備の設置に伴い、給水管を追加したこと等による増
	江戸川区立小松川第二中学校改築工事	関東・塚本建設共同企業体 代表者 関東建設工業株式会社東京支店 支店長 水上 隆年	28.6.21 (412 日間)	円 3,499,200,000	今回 29.12.28	円 3,496,240,800(2,959,200) (0.1%)	外装仕様を変更したことによる減及び内装仕様を変更したこと等による増